

次世代型ものづくり製品開発支援事業
製品開発プロデューサー設置要領

埼玉県産業技術総合センター

次世代型ものづくり製品開発支援事業 製品開発プロデューサー設置要領

目 次

- 第 1 設置
- 第 2 決定
- 第 3 選考方法
- 第 4 選考基準
- 第 5 プロデューサーの職務
- 第 6 委嘱期間
- 第 7 報酬
- 第 8 勤務日
- 第 9 支援報告
- 第 10 報酬の支払い
- 第 11 守秘義務
- 第 12 遵守事項
- 第 13 支援の中止
- 第 14 解任
- 第 15 成果の帰属
- 第 16 その他

次世代型ものづくり製品開発支援事業 製品開発プロデューサー設置要領

第1 設置

次世代型ものづくり製品開発支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める支援の対象となる企業又は団体（以下「支援対象企業等」という。）にアドバイスをを行う製品開発プロデューサー（以下「プロデューサー」という。）を置くことについて、必要な事項を定める。

第2 決定

プロデューサーは、「実施要領第1」の目的を達成するため、原則として各次世代産業分野にかかる支援事業プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に1名置くものとする。プロデューサーは、民間企業等において新製品開発の経験等を有する者の中から、産業技術総合センター長（以下「センター長」という。）が決定するものとする。

第3 選考方法

プロデューサーの選考は、支援対象企業等を選考する審査会で併せて行い、審査結果に基づき、センター長が決定する。なお、原則として、プロデューサーは、支援を希望する企業等が、「実施要領第1 1」で定める方法で申請（実施要領(様式1-1、1-2及び1-3)）する。

第4 選考基準

プロデューサーの採択は、次の各号に掲げる事項について評価を行い、適切な人物を選考するものとする。

- 1 大学又は高等専門学校卒業程度の知識を有し、業務を支障なく遂行するに足る能力を有すること。
- 2 支援対象企業等が抱える重点課題に関する専門的な知識を有すること。
- 3 過去、民間企業等において新製品開発の経験、又は地域資源の活用にかかる知見を有すること。又は同等の知識を有すること。
- 4 支援対象企業等と協調して事業を推進できること。
- 5 センターの担当職員と協調して、積極的に業務にあたることのできる人物であること。
- 6 業務日報や業務に関する記録、報告など一般的なITを活用する能力を有すること。
- 7 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力に属していないこと。

第5 プロデューサーの職務

プロデューサーは、支援対象企業等の抱える重点課題を中心に当該プロジェクトの一元的な管理を行うため、支援対象企業等と協議の上、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 プロジェクトの進行管理に関すること。
- 2 プロジェクトの実施に対し、必要となる企画立案に関すること。
- 3 専門アドバイザーの推薦及び実施にかかる管理に関すること。
- 4 プロジェクトの実施に対し、必要となる関係団体、民間企業等及び関係部署との連絡調整に関すること。
- 5 その他センター長の定める事項に関すること。

第6 委嘱期間

- 1 プロデューサーの委嘱期間は、依頼承諾時から各プロジェクト終了時までとし、最長で委嘱年度の年度末とする。
- 2 委嘱はセンター長が行うものとし、当該プロデューサーは承諾書（様式1）をセンター長あて提出しなければならない。

第7 報酬

- 1 プロデューサーの報酬は、1日につき40,000円（所得税等を含む。）とする。このほかは、一切支給しない。ただし、社会保険料（労務災害補償にかかるものに限る。）は別途支払うものとする。
- 2 報酬に係る指導事業・指導事項等に対し、指導料等を支援対象企業等から徴収してはならない。

第8 勤務日

プロデューサーの勤務日は、各プロジェクトが抱える課題の程度により、支援対象企業等、プロデューサー及びセンター長との協議の上、センター長が決定する。

第9 支援報告

「実施要領第16」に掲げる支援実施状況等の報告については次のとおりとする。

- 1 プロデューサーは、支援を行った場合は支援の実施日ごとに支援報告書（詳細）（様式2-2）を作成し、月ごとにまとめて支援報告書（様式2-1）とともにセンター長あてに提出する。また、支援が終了した場合は支援終了結果報告書（様式3-1及び3-2）を速やかにセンター長に提出する。
- 2 このほかセンター長が支援事業の進捗状況等の確認を行う場合は、これに協力すること。

第10 報酬の支払い

プロデューサーの報酬の支払いは、第9に掲げる支援報告に基づき、支援を行った月の翌月に支払うものとする。ただし、年度末など特殊な事情がある場合はこの限りではない。

第11 守秘義務

プロデューサーは、本支援事業上知り得た秘密を漏らしてはならない。退いた後も同様とする。なお、支援対象企業等が希望する場合は、支援対象企業等との間に秘密保持契約等を結ぶものとする。

第12 遵守事項

本事業の実施に当たって、プロデューサーは上記に定めることのほか、次のことを遵守すること。

- 1 プロデューサー自身あるいは関連企業へ利益誘導を行わないこと。
- 2 県及び産業技術総合センターの信用を傷つけ、又は利益を害することを行わないこと。
- 3 支援の実施上必要がある場合のほか、製品開発プロデューサー等の肩書を使用しないこと。ただし、センター長の了承を得た場合はその限りではない。
- 4 その他、センター長の定める事項に関すること。

第13 支援の中止

プロデューサーは、やむを得ない事情により支援の中止を希望する場合は、その旨を書面によりセンター長と協議すること。

第14 解任

センター長は、プロデューサーが次の各号の一に該当する場合は解任することができる

- 1 本支援事業上知り得た企業秘密を漏らしたとき
- 2 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき
- 3 健康上その他の理由により、支援業務に堪えられないと認められるとき
- 4 任用期間中に任用が必要でなくなったとき

第15 成果の帰属

本事業によって得られた成果の所有権は、原則として支援対象企業等に帰属するものとする。ただし、知的所有権の帰属については支援実施企業等と協議の上、決定するものとする。

第16 その他

この要領に定めのない事項については、センター長が定めるところによるものとする。

付 則

この要領は、平成26年5月13日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。